１９陳情第３１号

１９　陳　情 第　３　１　号	介護保険事業計画を見直し、介護保険事業を充実させるよう求める意見書の採択を求める陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受理及び付託 年　　月　　日	平成１９年１１月２７日受理、平成１９年１２月３日付託
陳　　情　　者	新宿区西新宿　＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿

（　要　旨　）

介護保険事業計画を見直し、介護保険事業を充実させるよう求める意見書を採択し、東京都に提出すること。

（　理　由　）

昨年の通常国会で「医療制度改革関連法」が成立し、介護療養病床を２０１２年３月末で廃止し、医療療養病床を大幅に削減することとなっています。ところが、特別養護老人ホームの待機者数は、２００６年３月時点で全国３８万人以上、東京都では４万人を超えており、介護老人保健施設や介護療養型医療施設にも待機者があふれている状況です。

介護療養病床の転換先として、介護老人保健施設や特定施設などを示していますが、こうした施設では、現在療養病床で行っている水準の医療が提供できなくなります。

都道府県が実施した「療養病床アンケート調査」では、医療療養病床における医療区分１のうち、最低でも５９．７％の患者が「都道府県が例示した医療処置」を実施しており、介護療養病床における医療区分１のうち、最低でも５８．４％が「都動府県が例示した医療処置」を実施していることが判明しています。また、都道府県の調査では、「日中・夜間とも自宅では介護できる人がいない」との回答が、医療療養病床（５４．３％)、介護療養病床（６１．４％）にものぼっていました。

介護療養病床の廃止と医療療養病床の削減が決まってから、１年以上経過していますが、こうした人たちにどう対応するかについては、十分な対策はとられていません。

０６年７月の療養病床入院基本料の大幅な引き下げにより、療養病床の閉鎖が東京都内でも相次いでおります。病棟閉鎖により行き場を失い、在宅療養に移行したり、他県への移送を余儀なくされる患者も出てきています。しかし、最悪の場合、入所も在宅療養も不可能で、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれだしています。

つきましては、地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるようにするために、上記の事項を陳情致します。